

# 竹富町景観条例

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 景観計画及びこれに基づく措置（第7条—第11条）
- 第3章 法に基づく行為の届出等（第12条—第17条）
- 第4章 景観まちづくり活動及び支援（第18条—第22条）
- 第5章 審議会等（第23条）
- 第6章 雑則（第24条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、本町の良い景観の形成に関する必要な事項及び景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、島々の個性を活かした景観まちづくりの推進を図ることを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において使用する用語は、次の各号に掲げる用語の定義によるものほか、法において使用する用語の例による。

- （1）良好な景観の形成 良好な景観を保全し、又は創造することをいう。
- （2）事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。
- （3）建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- （4）工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置されるもののうち、建築物以外のもので規則で定めるものをいう。

#### （基本理念）

第3条 多くの島々によって構成されている本町は、島の大小、地形、立地、歴史的背景等によって島ごとに個性ある風景・景観を表していて、島々の誇りと個性がきらめく、多様で魅力ある景観資源を最大限に活かすため、行政、町民、事業者が協働で景観まちづくりに取り組まなければならない。

#### （町の責務）

第4条 関係する行政分野や関係機関との連携・調整を図り、それぞれの施策を景観づくりの視点から策定し、及び計画的に実施するよう努めなければならない。

#### （町民の責務）

第5条 自らが景観づくりの主たる担い手であることを認識し、主体的に景観づくりに努めなければならない。

2 町民は、この条例の目的を達成するため、事業者及び町との協働による景観づくりに努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、自らの行為が良好な景観の形成に影響を与えるものであることを認識し、事業活動の実施に当たっては、良好な景観の形成に積極的に努めなければならない。

2 事業者は、この条例の目的を達成するため、町民及び町との協働による景観づくりに努めなければならない。

第2章 景観計画及びこれに基づく措置

(景観計画の策定)

第7条 町長は、法第8条第1項に規定する良好な景観の形成に関する竹富町景観計画(以下「景観計画」という。)を定めるものとする。

(景観計画策定の手続き)

第8条 景観計画を策定しようとするときは、あらかじめ町民その他利害関係者の意見を聴くとともに、第23条の竹富町景観計画審議会(同条を除き、以下「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。

2 前項の規定は、景観計画の変更について準用する。

(重点地区の指定)

第9条 町長は、特に良好な景観の形成を図る必要があると認める地域や、地域における景観まちづくり気運の高い又は高まりつつある地域を重点地区として指定することができる。

(準景観地区への移行)

第10条 町長は、前条の重点地区において特に重要な地区については、準景観地区として定めるよう努めるものとする。

2 町長は、前項の重点地区において、景観計画で定めた方針の実現又は町民等の活動に資するため、技術的な支援を行い、及びこれに要する費用の全部又は一部を助成することができる。

(景観計画への適合)

第11条 本町で建築行為等を行おうとする者は、その内容を景観計画に適合させるように最大限配慮しなければならない。

第3章 法に基づく行為の届出等

(事前相談・協議)

第12条 法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出が必要な行為を行おうとする者は、当該届出の前に町長に対して相談・協議を行わなければならない。

2 町長は、助言、指導を行おうとするときは、必要に応じ、審議会等の意見を聴くことができる。

(届出を要する行為)

第13条 法第16条第1項各号の行為をしようとする者は、規則で定めるところにより町長に届け出なければならない。

2 法第 16 条第 1 項第 4 号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採取その他の土地の形質の変更、木竹の伐採等で、当該行為に係る土地の面積が 500 平方メートルを超えるもの若しくは高さ 3.0 メートルを超えるのり面が生じるもの。

(2) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、堆積の高さが 3.0 メートル以上若しくは土地の面積が 500 平方メートル以上で、堆積期間が 90 日以上のもの。

(届出を要しない行為)

第 14 条 法第 16 条第 7 項第 11 号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 法第 16 条第 1 項第 1 号から第 3 号の届出を要する行為で、規則で定めるもの。

(2) 通常管理行為、軽易な行為、その他の行為で規則で定めるもの。

(特定届出対象行為)

第 15 条 法第 17 条第 1 項に規定する条例で定める行為は、法 16 条第 1 項第 1 号又は同項第 2 号の届出を要する行為とする。

(助言・指導・勧告又は命令)

第 16 条 町長は、法第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出に係る行為が景観計画に適合しないと認めるときは、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

2 町長は、前条に規定する助言又は指導に従わない届出者に対し、法第 16 条第 3 項又は第 17 条第 1 項若しくは第 5 項の規定に基づき、勧告又は命令をすることができる。

3 町長は、助言、指導、勧告又は命令を行おうとするときは、審議会等の意見を聴くことができる。

(景観重要建造物等の指定及び解除)

第 17 条 町長は、法第 19 条第 1 項の景観重要建造物又は同法第 28 条第 1 項の景観重要樹木を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定は、法第 27 条第 2 項の規定による景観重要建造物の指定の解除又は法第 35 条第 2 項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

## 第 4 章 景観まちづくり活動及び支援

(景観協議会の設置)

第 18 条 町長は、景観まちづくりの推進を図るため、町民、事業者等と協議を行う必要があると認めるときは、法第 15 条第 1 項の景観協議会を設置することができる。

(景観協定の普及)

第 19 条 町長は、景観まちづくりの推進を図るため、法第 81 条第 1 項の景観協定の普及に努めなければならない。

(表彰)

第 20 条 町長は、良好な景観の形成に寄与すると認められる建築行為等について、その所有者、事業者等を表彰することができる。

2 町長は、前項に定める者のほか、良好な景観形成に寄与すると認められる行為を行ったものを表彰することができる。

(助成)

第21条 町長は、良好な景観の形成に寄与すると認められる行為をしようとする者に対し、その活動に要する経費の全部又は一部を助成することができる。

(啓発・広報活動)

第22条 町長は、景観づくりにおける町民及び事業者の意識を高めるため、啓発並びに広報による普及を推進するよう努めなければならない。

## 第5章 審議会等

(審議会の設置)

第23条 町長は、景観計画の推進に必要な事項について審議を行う必要があると認めるときは、竹富町景観計画審議会を置く。

## 第6章 雑則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。